いは異常である。

の屈服と従属はどこから生まれてくるのか。

はじめに

この国は一体誰のものか。紛れもなく日本国民のものである。

ありながら、余りにも長い間、迷走してきた。日本国民の想いとは別に、他国の要求に屈 の世代の日本人、さらには、これから生まれてくる全ての未来世代の日本人である。 この国は紛れもなく、この国に生まれ、暮らし、この国で生を全 うした人々の国家で 日本国民とは、現在生きている現役世代に加えて、この国を創り、築きあげてきた過去

して本来の日本とは異なる姿を形成してきた。そのような方向へと日本をいざなうべく決

に、日本の政財官界のみならず、メディアさえも影響され今日に至る。植民地まがいのこ 国も同様である。 就 中、日本国の首相の資格に介入することさえ 憚 らない中国の振る舞 定的な影響を及ぼしてきたのが占領当時のGHQ(連合国軍総司令部)である。近年の中 国際社会の良識と常識、或いはルールからも大きく逸れたその種

きた価値観は、 原因は戦後に行なわれてきた国民教育にあるとしか思えない。戦後私たちに教えられて 日本は一人前の国家としてのまともな主張は遠慮すべきで、ひたすら謝罪しなければ 日本は日中戦争と第二次世界大戦の加害国であるというものだ。したがっ

ならないというものだった。そのように考えるところから、中国への屈服が始まる。

く深い歴史に思いが及ぶこともない。 矜 持を忘れさった心に浮かぶのは、 社会の現状も常識も到底浮かんでこない。類い稀なる優れた文明を生み出した日本国 伏せば、視界に入ってくるのは、眼前の事象のみである。ひれ伏した脳裡には、広い国際 しかない。問題から生ずる摩擦をなくすことのみに関心が集中し、本来の自分と、 そして日本国が、あるべき姿から切り離されていくことにも気がつかない。 眼前 の問題で 国の長

個人も国家も、果たすべき本来の役割や責任を放置してきたのではないか。

する中国や韓国の海洋調査船を取り締まる根拠法となるはずだった。だが、二〇〇六年度 の第一六四回通常国会では、何たることか、三法案は継続審議とされた。 わる三法案である。この三法は、東シナ海の日本側排他的経済水域(EEZ)に度々侵入 多くの事例が思い浮かぶが、直近のケースからひとつ拾ってみる。海洋権益の確保に関 自国の海洋権を守る国内法がある。 両国ともに自国の海洋権益を守

るために臨機応変の軍事力の発動が可能であることを法律に明記している。

配さえ見せてこなかった。そこで有志の議員たちが、全く手を打とうとしない政府に見切 対照的に、日本には自国の海を守る法律が存在しない。政府はその法的空白を埋める気

法案の審議は進まなかった。小泉首相も三法案に関心がないのか、中国や韓国の動きを尻 りをつけ、議員立法で法案を提出した。ところが、中国を「慮」 他の多くの重要法案と共に、 右の三法を積み残しとし、 何の手も打たず、六月一八 る人々の抵抗 があり、

日に国会の会期末を迎えたのだ。

許し難い状況のままで国会を休会にしてしまったのは、他でもなく、普通の国の宰相や政 国が東シナ海を事実上、中国の海としてしまうのを認める結果につながる。主権国として 治家が最低限の常識として備え持つ国益の概念と国家観が、この国に欠落しているからで 小泉首相以下、政治家の責任は重い。海洋権益関連の三法案を中途で投げ出すのは、

るとしたら、日本は最早、 けばよいのか。 靖国神社参拝問題から海洋権益問題まで、 独立国ではない。そのような日本国の現状を、どこから変えて 日本国の統治の仕方に中国の意向が反映され

だない強さを発揮出来ないのか。 私たちの国、 そう問うとき、どうしても元凶としての現行憲法に想いが至る。 日本は、なぜ、もっと賢くなれないのか。 なぜ、 誇り高く、 美しく振る舞うことが出来ないの なぜ、 信念を持ち、その信念を

本書でも詳しく論じた点だが、現行憲法は、現実にはあり得ない他国の〝善意〟に日本国 の命運を全的に依拠しようとする異形の憲法である。 持しようと決意し」、国民の生命と国益の守りを他国に依存することを規定したものだ。 現行憲法は、「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保

からこそいま、誇りある国家としての姿――気高く強く、美しい姿を取り戻さなければな に与えられた〝他力本願の国柄〟ゆえに、いかなる国に対しても物を言えないできた。だ 憲法に定められたように絶対的他力本願の精神によって戦後を生きてきた日本は、日本

らない。そのためにこそ、一日も早い憲法改正が必要なのだ。 自民党は二○○五年一二月に憲法改正試案を発表した。内容については本書で触れた

に必要な国民投票法も成立させることなく通常国会は終わった。この国が直面する危機と に戻し、未来に向けて健全な発展をとげたいと切望しているにもかかわらず、改正のため 改正の動きはその後停滞中だ。国民の過半数が憲法改正を望み、この国をまともな形 為政者らは気付いていないのか。

病巣の深さに、

み込みによって、新たにつけ加えるべき点や変えるべき点があると考えるに至った。そこ えは全く変わらないが、当時考えていた改正案について、その後、多くの取材と資料の読 『憲法とはなにか』(小学館)のなかで憲法改正について論じた。基本的考

で『SAPIO』に「憲法改正を発議する」として、一○回にわたり連載した。本書はそ

の連載に大幅に加筆し、組み直したものである。

「前文」「天皇」「九条」については、私なりの改正案も書いてみた。それらを該当する

各章の冒頭に掲げた。本当に必要な日本国としての価値観を、愛国の想いで簡潔に書けば

このようになった。簡潔すぎると思う読者もおられるかもしれない。けれど根本さえきち て、この国と社会を盛りたてていくほうが、よりすばらしい日本国を築いていくことにな んとおさえておけば、あとは、この国を構成する人々が自由溌溂たる精神で各々工夫し

ると楽観している。

済大学地域政策学部教授の八木秀次氏、元自民党衆議院議員の森清氏らには懇切丁寧なる 本書執筆にあたっては多くの人々の助言を得た。とりわけ、日本大学法学部教授の百地 駒澤大学法学部教授の西修氏、國學院大学神道文化学部教授の大原康男氏、 高崎経

教えをいただいた。

また、小学館SAPIO編集部の平田久典、フリーライターの大門龍、 取材、 編集に当たって誠意のこもった助力をいただいた。 本郷明美の各氏

る。 本書の出版にあたって助力をいただいた全ての人々に心からの感謝を捧げるものであ

ない喜びである。共に憲法改正を発議し、その改正を実現する日の一日も早く来ることを 馳せ、日本国の根幹をなす憲法改正について具体的に考えて下されば、私にとってこの上 最後に、この本を手にした人々が、さらに深く日本国の在り方やその成り立ちに想いを

二〇〇六年七月

願いつつ。

櫻井よしこ

気高く、強く、美しくあれ 目次

ー章 なぜ憲法改正か

十七条憲法、五箇条の御誓文、明治憲法の原点に立ち返れ

/日本国と日本人の問い直しを新憲法制定で始めよう家に聞かせたい「十七条憲法」/大日本帝国憲法が教える「伝統への尊敬」はない/ハリスが感動した日本の「人民の本当の幸福の姿」/官僚・政治る諸国民」は誰を指すのか/他国による領海侵犯を見逃す国家は国家で

若者は半数以下/「石の上にも三年」は死語となったか/「平和を愛す未来に影をおとす現行憲法の価値観/「困っている親友を助ける」日本の

45

第二章

前文

世界に誇りうる日本人の美意識、文明観を復活させよ

改正試案/国柄を反映する諸国の「前文」/「地球上最大の幸福者」

のか

を日本の使命として盛り込め/なぜ「国を愛する」と堂々と表現できないと評された日本/自民党原案にあった「日本の国柄」/「自然環境の保護」

5

1

天皇

天皇の真髄は機能にではなく万世一系の権威にある

けた先人たちの工夫と努力/天皇・皇室を 「機能」 で論じてはならない 改正試案/有識者会議「最終報告書」の問題点/ 、欧州の王制と異なり「血筋」を重んじる天皇制、

と「国民主権」は矛盾しない/中国皇帝や米大統領も畏敬する天皇の権

第四章

第九条

91

平和と自由を欲するからこそ、各国は「国防の意思」を明記する 改正試案 、 「机上の空論」 だった非現実的な条文/同じ敗戦国であるド

イツ、イタリアの場合/迷走する「集団的自衛権」の真の意味/九条は

憲法前文の掲げる「名誉ある地位」の障害だ/中国潜水艦の領海侵犯を

史」がある/リットン調査団の報告書に記された「日中比較」 /平和を て軍事力は政治的効果をもつ/ロシア外務省報道官発言の意味するもの 招いたもの/アジア諸国が警戒するのは中国だ/行使する゛構え゛があっ 、初めて明らかになったソ連強制抑留の実態/「九条」の前に知るべき「歴

目指せばこそ、手段としての「力」 をもて

67

*万世一系,を守り続

「天皇=国家元首」

第五章 政教分離

間違いだらけの「政教分離」が日本の伝統を踏みにじっている

「靖国神社」と 「公明党」 に象徴される問題/アメリカ、フランス、イギ

一体」と断じた公明党の選挙活動/アメリカ、ドイツ並みの公正な「審査」ール」/公明党が、合憲、の根拠とする政府答弁/野中広務氏が「政教党は創価学会に従属していた」/公明党は「池田会長のリモートコントロの罪は許されている/評価できる自民党草案「第二〇条三項」/「公明中国/自らの都合で「靖国」を対日攻撃の道具に/国際法上、、戦犯、中国/自らの都合で「靖国」を対日攻撃の道具に/国際法上、、戦犯、中国/自らの都合で「靖国」を対日攻撃の道具に/国際法上、、戦犯、中国/自らの都合で、「韓国、大阪高裁の判決/靖国参拝直後に訪中した大平首相を歓迎したが画策した「日本のキリスト教化」/靖国神社建立の由来/対照的だっが画策した「日本のキリスト教化」/靖国神社建立の由来/対照的だっりスの「政教分離」/修学旅行での神社仏閣見学が「違憲」・・・/ GHQ

新憲法で削られた「家族は社会の基礎」という考え方を復権させよ教育と家族

「税制」を/「政治と宗教団体の分離」が世界の常識

第六章

った/ジョージ・ケナンも非難した「家族崩壊」政策/米国務省による「教遍性が込められていた「教育勅語」/天皇が率先して守るべき「教え」だ「権利・自由」強調の裏で軽視される「義務・責任」/日本の伝統と普

育勅語全面禁止」の背景/幕府の記録に残る江戸時代の「親孝行」/

181

家への自由」へ/時代遅れの憲法解釈が日本を危うくする/スイス憲法、 滅私を美徳としながら個人が輝いていた時代/「国家からの自由」から「国 「能力に応じた国家への貢献」 を明記

党化」にあり/世界の主流は「通年国会」 両院に「優劣」をつけた世界唯一の二院制:

前を明記せよ

第七章

国 会

歪んだ二院制の抜本改革のために

/参院改革の決め手は「脱政 / 法案・資料には作成者の名

基本的人権と表現の自由

235

第八章

権侵害」を起こす危険性も/県弁護士会も反対する鳥取県の「人権条例」 「基本的人権」に「報道の自由」が規制される風潮/人権擁護法案が「人 二つの権利を守るためにも過激な人権擁護に釘を刺せ

「言論・表現の自由」は民主主義の根幹である

櫻井よしこ Sakurai Yoshiko

ベトナム生まれ。ハワイ州立大学歴史学部卒業。米紙「クリスチャン・サイエンス・モニター」東京支局員などを経て、日本テレビ「きょうの出来事」ニュースキャスターを16年間務める。ジャーナリストとして言論活動を継続。『エイズ犯罪・血友病患者の悲劇』(中公文庫)で第26回大宅(社一ノンフィクショー連の言能が動で第46回菊池寛賞を受賞。その他、「憲法とはなにか」(小学館)、「何があっても大丈夫」(新潮社) ほか著書多数。

気高く、強く、美しくあれ

日本の復活は憲法改正からはじまる

2006年8月20日 初版第1刷発行

著 者 櫻井よしこ

発行者 秋山修一郎

発行所 株式会社小学館

WY AND AND THE

〒101 - 8001

東京都千代田区一ツ橋 2 - 3 - 1 電話/編集 03 - 3230 - 5805

> 販売 03 - 5281 - 3555 振替 00180 - 1 - 200

印刷所 大日本印刷株式会社

製本所 株式会社難波製本

DTP 有限会社ためのり企画

造本には十分注意しておりますが、万一、落丁・乱丁 などの不良品がありましたら、「制作局」(TEL0120 -336-340) あてにお送り下さい。送料小社負担にてお 取り替えいたします。(電話受付は土・日・祝日を除 く9:30~17:30までになります)

取〈日本複写権センター委託出版物〉本書の全部または一部を無断で複写(コピー)することは、著作権法上の例外を除いて禁じられています。本書からの複写を希望される場合は、日本複写権センター(TEL03-3401-2382)にご連絡下さい。

©Yoshiko Sakurai 2006 Printed in Japan ISBN 4-09-389224-5